

コロナ禍でも

年に一度は必ず「がん検診」を!

症状が出る前に！早期発見が重要です！

- ▶ 日本人の2人に1人は「がん」になり、3人に1人は「がん」で亡くなる時代。
- ▶ がんにかかったとき、初期症状はほとんどありません。

現在では、無症状のうちに「がん」の早期発見・治療が可能となりました。がん検診の定期的な受診は「がん」のリスクを減少させる確実な方法です。

協会けんぽの健診には「がん検診」の内容が含まれています

35～74歳

被保険者(ご本人)の皆さま「生活習慣病予防健診」

特定健康診査
(基本的な健診)

+

胃がん

胃部レントゲン
検査

肺がん

胸部レントゲン
検査

大腸がん

便潜血反応
検査

乳がん

触診・乳房
X線検査

子宮頸がん

問診・細胞診

※乳がん(40～74歳)及び子宮頸がん(20～74歳)の検診は、偶数年齢の女性が対象です。

40～74歳

被扶養者(ご家族)の皆さま「特定健康診査+がん検診」

特定健康診査
(基本的な健診)

+

胃がん

胃部レントゲン
検査

肺がん

胸部レントゲン
検査

大腸がん

便潜血反応
検査

など

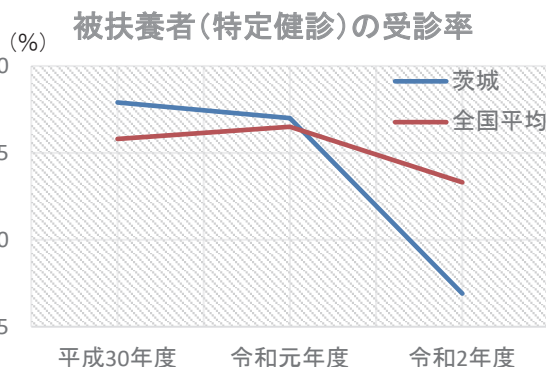
がん検診は、お住まいの市町村において実施しています。

特定健康診査とセットで受診できる場合があります。「どんながん検診が受けられるの?」など、ご不明な点はお住まいの市町村へお問い合わせください。

茨城支部の被扶養者の健診受診率は、前年度比で全国で最も大きく低下しました

令和3年7月27日、協会けんぽは令和2年度事業報告書を公表し、令和2年度の被扶養者の健診受診率を明らかにしました。受診率は前年度を大きく下回り、10.1%の低下は全国の支部の中で最大です。

その要因としては、各種がん検診との同時受診が可能な市町村の集団健診が中止や延期になったこと、また集団健診が予約制に変更になったことなど、感染症予防対策の実施により、1日当たりの受診可能な人数が減少したことが考えられます。さらに感染リスクの不安からくる健診の受診控えも要因の1つと考えられます。



退職者の保険証の早期回収をお願いします

協会けんぽでは、保険者として適正に医療費を支出するために、加入者の皆さまの保険診療について確認を行っています。その内容は、健康保険の資格確認や医療機関における診療内容の確認などですが、皆さまに特に気をつけてほしいのは、退職などにより健康保険の資格がなくなっているのにそのまま保険証を使用してしまうケース（資格喪失後受診）です。

協会けんぽの資格がなくなった後に保険証を使用して医療機関を受診した場合、被保険者だった方に、健康保険適用分として医療費の7～8割を返還請求いたします。この返納金の額は**令和2年度において、茨城支部では約7,000万円、協会けんぽ全体では約50億円となっており、年々増加**しています。

今年から^(※)マイナンバーカードの保険証利用とオンライン資格確認が開始されましたが、完全に普及するまでには、まだ時間を要することが見込まれます。退職時の保険証の回収徹底が、加入者や保険者の双方にとって大きな負担となる返納金の発生抑止の最大の防止策となります。(※)令和3年10月までに本格運用が開始されます。

➤ **保険証は退職日（資格喪失日の前日）までしか使用できません。**

※ 従業員（被保険者）が協会けんぽの資格を失った場合は、同日でご家族（被扶養者）の資格も失われます。

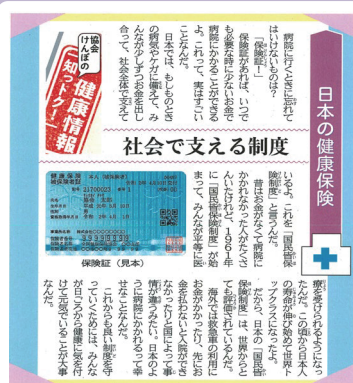
(例) 75歳になった従業員（被保険者）が後期高齢者医療制度に移行することにより、協会けんぽの資格を喪失した場合は、75歳未満の扶養されている方も被扶養者の資格を失うため協会けんぽの保険証は使用できなくなります。扶養されていた方は、国民健康保険等に加入のお手続きが必要となります。



➤ 資格喪失届には**保険証を必ず添付**してください。

※ 事業主が資格喪失届を日本年金機構に提出する際、**従業員から回収した保険証を添付（同時提出）することが義務付けられています。**（健康保険法施行規則 第五十一条）

協会けんぽの「知っク!」健康情報を連載中



〈令和3年4月23日付 14面〉



〈令和3年5月28日付 8面〉

茨城支部では、令和3年4月から茨城新聞のなかの「金曜版 茨城こども新聞」で毎月第4週に、健康情報や社会保険についての記事を連載しています。

子供ばかりでなく、大人も楽しめる内容となっておりますので、ご一読ください!

また、すでに掲載された記事については、茨城支部のホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 郵送での申請にご協力をお願いします ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆